

報道機関各位

人事課人事係

タイトル 特別職報酬等に対する意見募集について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	特別職の報酬等に対する意見募集について
日時	令和5年10月10日（火）から11月9日（木）まで
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと） 市では、現在、特別職報酬等審議会を開催し、特別職（市長、副市長、教育長、議員等）の報酬等の改定について審議しています。 つきましては、赤穂市市民参加に関する条例第6条第2項の規定により、特別職報酬等の改定に市民の皆さまのご意見を反映させるため、改定素案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を別紙のとおり実施します。	
問い合わせ先	部課係名：総務部人事課 担当者名：末井、庵原 電話：0791-43-6863（内線2402） FAX：0791-43-6892

○添付資料 有 無 ○ホームページへの掲載 有 無 ○議会報告 有 無

特別職の報酬等に対する意見を募集します。

市では、現在、特別職報酬等審議会を開催し、特別職（市長、副市長、教育長、議員等）の報酬等の改定について審議しています。

つきましては、赤穂市市民参加に関する条例第6条第2項の規定により、特別職報酬等の改定に市民の皆さまのご意見を反映させるため、改定素案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を下記のとおり実施します。

● 特別職報酬等改定素案の公表方法

- ・市のホームページに掲載
- ・市内各公民館（9ヶ所）で閲覧
- ・総務部人事課（市役所4階）で閲覧

● 募集期間

令和5年10月10日（火）～11月9日（木）

● 提出方法

改定素案に対するご意見に住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。（書式は自由、11月9日（木）必着）

- ・人事課へ持参（平日の午前8時30分～午後5時15分）
- ・郵送 ・FAX ・電子メール

● 提出できる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内の事務所や事業所に勤務している人
- ・市内の学校に在学している人
- ・市内に事務所や事業所等がある法人、団体等

● 結果の公表

提出いただいたご意見の概要と検討結果については、市のホームページ等で公表いたします。

（注）・ご意見をいただいた方の住所、氏名、電話番号の公表はしません。

- ・ご意見に対する個別の回答はしません。
- ・内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

● 提出・問い合わせ先

総務部人事課 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

電話：43-6863 FAX：43-6892

Eメール：jinji@city.ako.lg.jp